改正 平成24年6月29日条例第29号平成 24 年 9 月 28 日条例第 36 号平成 25 年 6 月 28 日条例第 26 号

四街道市子ども医療費の助成に関する条例（平成 2 1 年条例第 1 3 号）の全部を改正す る。
（目的）
第1条この条例は，子どもの医療費を負担する保護者に，当該負担に対する助成を行う
ことにより，子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り，もって子 どもの保健の向上及び子育て支援の充実に寄与することを目的とする。
（平25条例26•一部改正）
（定義）
第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところに よる。
（1）子ども 出生の日から15歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者 をいう。
（2）保護者 子どもの親権を行う者，未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
（3）保険給付 規則で定める社会保険及び国民健康保険に関する法令（以下「医療保険各法」という。）の規定による医療に関する給付をいう。
（4）一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
（5）自己負担金 国，県又は市が公費負担医療制度による給付決定をした場合において，当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。
（6）保険医療機関 医療保険各法に基づき指定された病院，診療所，薬局等をいう。 （平24条例36•平25条例26•一部改正）

## （助成対象者）

第3条 この条例による助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は，次の各号のすべてに該当する者とする。
（1）本市に住所を有し，かつ，本市の住民基本台帳に記録されている子どもの保護者
（2）保険給付を受けることができる被保険者又は被扶養者である子どもの保護者
（平24条例29•一部改正）
（助成の対象医療）
第4条 助成の対象となる医療は，子どもが受けた医療のうち保険給付の対象となる入院及び通院に係る医療とする。
（平24条例29•全改）
（助成の額）
第5条 市長は，子どもの疾病又は負傷による医療費について，次に掲げる額を助成する。
（1）保険給付を受けた場合における一部負担金の額
（2）自己負担金の額
2 前項の規定にかかわらず，医療費として助成する額は，医療保険各法の規定に基づく規則等により，附加給付がある場合は，前項各号に掲げる額からその給付の額を控除す るものとする。
（平25条例26•一部改正）
（受給券の交付）
第6条 この条例による助成を受けようとする助成対象者は，あらかじめ規則で定めると ころにより市長に申請し，助成を受ける資格を証する書類（以下「受給券」という。） の交付を受けなければならない。
（平24条例36•一部改正）
（助成の方法）
第 7 条 この条例による助成は，受給券を市の子ども医療費の助成事業の実施について委託を受けた保険医療機関に提示して医療を受けた場合に，助成する額を当該保険医療機関に支払うことにより行う。ただし，市長が特に理由があると認めるときは，助成する額を助成対象者に支払うことにより行うことができる。

2 前項ただし書の規定による助成を受けようとする助成対象者は，一部負担金又は自己

負担金の支払を行った日の翌日から起算して 2 年以内に助成の申請を行わなければなら ない。
（平24条例36•一部改正）
（助成の開始）
第8条 この条例による助成は，規則で定める場合を除き，第6条の規定による申請を市長が受理した日から開始する。
（平24条例36•一部改正）
（届出の義務）
第9条 受給券の交付を受けた助成対象者は，第6条の規定により申請した内容に変更が生じたときは，その旨を速やかに市長に届け出なければならない。
（損害賠償との調整）
第10条 市長は，保険給付について，その原因が第三者の行為によって生じたものであり， かつ，その医療費の全部又は一部につき，子どもが第三者から損害賠償を受けたときは， その限りにおいてこの条例による助成を行わず，又は既に助成した額を返還させること ができる。 （助成金の返還）

第11条 市長は，偽りその他不正な行為によりこの条例による助成を受けた者があるとき は，その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。 （報告等）

第12条 市長は，この条例による助成に関し必要があると認めたときは，助成対象者に対 して報告を求め，又は調査することができる。
（委任）
第13条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

> 附 則
（施行期日）
1 この条例は，平成 23 年 8 月 1 日から施行する。 （四街道市乳幼児医療費の助成に関する条例の廃止）

2 四街道市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成 18 年条例第 36 号）は，廃止する。 （経過措置）

3 この条例の規定は，この条例の施行の日以後に子どもが受けた医療について適用し，同日前に子どもが受けた医療については，なお従前の例による。 （準備行為）
4 この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日前においても行う ことができる。

附 則（平成 24 年条例第29号）
（施行期日）
1 この条例は，平成24年8月1日から施行する。ただし，第3条の改正規定（同条第 2 項を削る部分を除く。）は，平成24年7月9日から施行する。
（経過措置）
2 この条例による改正後の四街道市子ども医療費の助成に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後に子どもが受けた医療について適用し，同日前に子どもが受けた医療 については，なお従前の例による。

附 則（平成 24 年条例第 36 号）
（施行期日）
1 この条例は，平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
（経過措置）
2 この条例による改正後の四街道市子ども医療費の助成に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後に子どもが受けた医療について適用し，同日前に子どもが受けた医療 については，なお従前の例による。
（準備行為）
3 この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日前においても行う ことができる。

附 則（平成 25 年条例第 26 号）
（施行期日）
1 この条例は，平成 25 年 8 月 1 日から施行する。 （経過措置）
2 この条例による改正後の四街道市子ども医療費の助成に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後に子どもが受けた医療について適用し，同日前に子どもが受けた医療

については，なお従前の例による。

